

年 月 日

事業主 住所
氏名 様

工事施工者 住所
氏名 様

板倉町長

設 置 命 令 書

あなたが板倉町 で行っている事業は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第6条第1号の規定による施工基準に違反しているので、第10条の規定に基づき、下記のとおり直ちに措置することを命じます。

記

- 1 措置箇所
- 2 措置方法
- 3 措置期間 年 月 日まで

なお、上記期限内に措置命令に従わない場合は、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第16条及び第20条第2号の規定を適用します。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として（訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。